

◇平成 25（2012）年 9 月 12 日 福祉企業委員会

No.62 灰垣委員

災害時要援護者支援事業と認定こども園施設整備補助事業、2点についてお伺いします。わかりやすいように、1点ずつ質問させていただきたいと思います。ご了承ください。

昨日が、東日本大震災が発災して2年半ということ、報道もいろいろありましたが、まだ復興が進まない、そういった感は否めません。18年前に阪神・淡路大震災が起こったわけですが、私が非常に記憶しているのが、倒壊した建物の中に、近所の人が、あそこには誰々さんがまだいてるんです、助けてくださいと、こういった報道をあちらこちらで聞いて多くの命が助かったという、そういった記憶をしています。今回、要援護者名簿を改めて作成するという、それをまた活用していくということですが、より多くの登載を私は期待したいところです。

そこで、1つちょっとお聞かせいただきたいんですけども、先ほど委員の方もおっしゃっていましたが、登載する要件があると。例えば要介護認定4、5の方であるとか、ひとり暮らしであるとか、そういった要件がつけられているわけですが、今回の改正で、より広範囲に捉えるようにということで、要件から漏れた人に対しても、本人の希望で名簿への掲載を柔軟に対応するよう提案しているというふうになってはいますが、この点についてはどのように対応されるのか。

それから2つ目は、市の防災計画、災害時要援護者支援マニュアルというような全体的な計画、これも当然必要ですが、これに加えて、個別に避難支援に関する計画、こういったものを策定する必要があると思うんですけども、この点お聞かせください。

それから、先ほどご答弁の中にもありましたが、災害時に要援護者名簿、これを本当に生かしていくため、運用していくためには、当然、地域住民、また関係団体の方たちの協力が必要であると。この点について、改めてどのように考えているのかお聞かせください。

1 問目は以上です。

No.63 岡田健康福祉政策課長

まず1点目の、要援護者名簿に範囲を広めて登載を検討をというようなことに関するお答えでございますが、現在の要援護者名簿に登載する方の範囲でございますが、本市の要援護者名簿につきましては、一定の範囲の要件を設けて、庁内の関係課からの情報を集約し整備しております。この範囲につきましては、災害時の支援の必要性が高いと考えられる方が名簿に登載されるように、ひとり暮らしの高齢者など、一定の基準を設けているところでございます。

しかしながら、この基準に沿わないような方でも、こういった一定の基準により機械的に集約できませんが、支援の必要性が高い状態にある方もいらっしゃいます。こういった

方への対応につきましては、今回の玉川・牧田地区での試行実施の結果を検証いたしまして、地域の関係者などからのご意見をいただきながら、必要な方ご本人からの名簿登載の上げがありましたら、要援護者名簿に登載していけるような仕組みを検討してまいりたいと考えているところでございます。

2点目の、計画についてでございますが、災害時の要援護者支援に関する計画については、市の防災計画に、災害時要援護者支援体制の整備について定め、あわせて災害時要援護者支援マニュアルを策定して進めてきたところでございますが、個別的な計画につきましては、これまでの要援護者名簿の情報の地域への提供が行われておりませんでしたので、要援護者個々に具体的に計画を定めるというようなことはできておりませんでした。今後につきましては、要援護者本人、要援護者名簿情報を提供した地域で支援に携わる関係者、それと市とが協力、連携いたしまして、避難支援を行うに当たっての留意点などを確認しながら、避難支援の方法や避難場所などを確認し、定めてまいりたいと考えているところでございます。

3点目でございますが、今回の要援護者名簿を地域に提供させていただいて、本当に生かしていただくための課題についてでございますが、今回、地域の要援護者に同意をいただきながら、名簿情報を地域に提供していくということでございますが、実際に同意をいただいた要援護者ご本人の思いを考えますと、地域の支援者に速やかに名簿をお渡しすることが望ましいと考えているところでございますが、地域ごとの実情や意識の温度差もございまして、市内全ての地域において、直ちに名簿をお渡しすることは大変困難であると考えているところでもございます。

まずは、来年度以降、市内の要援護者ご本人の同意をいただく働きかけを行いまして、その取り組みを進める中で、地域の関係者の皆様にも災害時の要援護者支援の必要性について知っていただきながら、地域の共助力を高め、名簿を提供する地域を広げてまいりたいと考えているところでございます。要援護者の同意率を高めるというところが、まず、第一の課題となっているところでもございますが、その先には、地域で名簿を活用いただくような関係づくりや、地域の共助の意識を向上するというような大きな課題もございまして、市内全域での実施に向けまして、地域の関係団体等とも連携、調整を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

No.64 灰垣委員

名簿登載範囲を広げるということは、災害時は最も大事な、当然自助という、これはわかっていることですが、この自助ができない人たちが、ある意味では要援護者という対象になるんだろうと思うんですが、高齢化している社会で、老々介護とかいうようなこともあるでしょうし、なかなか動きがとれない、そういった方たちも、現在定めている範囲の中には入らないけれども、という人もいるだろうと思いますので、その点またしっかりと

取り組んでもらいたいと思います。

名簿がしっかりできて、各地域に協力をしていただく、今、答弁にもありましたけれども、地域の温度差というのは、当然、明確にあります。これは災害時にかかわらず、また、こういった援護云々という、そういうことにかかわらず、地域のつながりの希薄なところもあれば、非常に密接につながっているいろんな行事をされているとかいうところもあります。名簿を、先ほどのご答弁の中の、民生委員さんとか、例えば地区福祉委員さんの会とか、そういったところに協力いただくだらうと思うんですけども、そういったところにもやはり温度差もあるでしょうし、いざ災害が起こったときに、きっちり名簿はできているけれども、活用はできないというような、もう私が想像するに及ばないくらいの感があると思います。

何が言いたいかといいますと、先ほど答弁の中に、平常時というような話がありましたけれども、平時というか、戦時じゃなくて、災害時じゃなくて、平時のコミュニティが非常に重要になってくるというふうに私は考えます。ここでどうせいということは、今、この場で言える立場、場所ではありませんけれども、これは、今後、全市的な考えを持って、コミュニティの形成、改めて考え直す必要があるんじゃないかなと。ハードだけじゃなくて、そういったソフト面のつながりというか、そういったものが必要であるというふうに私は思っています。

それから、今回の災害対策基本法の改正では、きょう議論している、論議している要援護者の支援体制とともに、避難所の適切な運営が要請されるという、こういった二通りの改正がなされています。

避難所というと危機管理室、総務部になるんでしょうけれども、ここで伺うものではないですが、ちょっと紹介しますと、要援護者名簿に基づいた個別計画策定の推奨、つまりNPO、障がい者団体などが連携をした防災訓練や避難所運営のシミュレーションを実施しようと。避難所運営準備会議の設置や、高齢者、障がい者らに配慮した福祉避難所の整備、備蓄品として、アレルギーに留意した非常食や紙おむつ、生理用品などの検討、だれでも避難所を立ち上げられる簡易避難所運営手引の作成、緊急避難所また避難生活が送れる避難所、この役割の分担をしようと、高槻121か所の避難所があるわけですけども、それを分類すると。

事前に危機管理室のほうにもちょっとお聞きして、認識しているのかなということを聞いたのですが、それなりの現時点での対応はしようという考えを持っていらっしゃるようでしたので、いずれにしても、いざというときに連携が必要だと思いますので、せっかく労を費やしていいものをつくっても、それが生かされないということは全く意味をなさないので、そういった意味では連携を図ってやっていただきたいということを要望しておきます。

これは以上です。

次に、認定こども園の助成の件ですけども、高槻は、第二次保育計画にのっとり、

明年の4月には待機児童をゼロにするということで、今、そういうシナリオで進んでいるわけですが、今現在、ことしですね、この待機児童というものはどういうふうになっているのか、もう一回整理したいと思いますので、お聞かせください。

それから、先ほど桜台の認定こども園のお話がありました、日吉台、これは民間ですが、この辺の検証は私も必要だと思っておりました。そのこともちょっとお聞きしようと思っていたんですが、先ほどご質問ありましたもので、現状をまず把握する、それから、そこで問題点を探す、そしてそれに対する改善策、対策を考える、そして行動する、TQCといいますか、そういったものが必要になってきますので、やはり検証を踏まえた上で次のステップに進んでいくという意味では、早急にこれを検証する必要があるというふうに私は思います。

まず、1点だけお聞かせください。

No.65 万井保育幼稚園事業課長

本市の待機児童の状況は、平成25年4月時点で、厚生労働省報告基準で55人でありました。平成24年8月改定の第二次高槻市保育計画においては、平成25年4月時点で44人と見込んでおり、見込みより11人多くの待機児童が、今、生じている状態です。

次に、23年度から導入しました認定こども園制度についての、その成果と検証につきましては、本市の内部検討会であります、就学前児童施設のあり方検討会において、現在、桜台認定こども園での保護者のアンケートの分析や、行事についての議論を行うなど、検証作業を実施しており、一定の方向性が出た時点において報告していきたいと考えております。

以上でございます。

No.66 灰垣委員

後半はもうお聞きしたんで、丁寧にもう改めてご答弁いただきましたけれども、今回、加速化プランの中で認定こども園が計画されているわけですが、この、子ども・子育て支援制度とどう関連したものというふうに考えていいのか、これをちょっと改めて整理させてください。

No.67 万井保育幼稚園事業課長

新制度では、子ども・子育て支援給付として、児童手当の現金給付のほか、教育・保育サービスの提供の現物給付の位置づけで、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付制度が創設されると。国においては、現在の幼稚園や保育所が、支給認定者の全てが

利用できる幼保連携型認定こども園への移行をするよう、政策的に誘導すると説明を受けております。

今後の幼保連携型認定こども園への移行については、それを受けての施設側の判断ではないかというふうに考えております。

No.68 灰垣委員

現在、高槻でも運営している日吉台、それから先ほどの桜台、幼稚園があって保育所があって、併設しているというか、そういった感じで運営されているように私は思っていますが、今後は連携をしていくという、幼保、先ほどもあった、もう長い間、幼保連携とか幼保一元とかいうような言葉が使われてきましたけれども、いよいよそういう方向になってくるんだろうというふうに思います。

それできょう、皆さんの意見等、また質問等は、待機児童ゼロに対しての、向けての話であったと思います。当然、待機することによって保護者の人が働けない、お母さんが働けないと、そういった喫緊の課題であって、待機児童をゼロにするというのは、どうしても進めていかなくてはいけないことでもあります。

7歳までに経験したこと、学んだことは、その人の一生を決定づけるとまで言った人がいますけれども、幼児教育ですね、俗に言う、保育も含めて幼児教育、7歳までだと私は認識していますが、改めて日本大百科全書には、幼児教育とは、幼児期を対象として行われる教育。幼児期は満1歳から満4歳までの乳児前期と満4歳から7歳までの乳児後期とに大別され、幼児前期は家庭において生活しながら、親、特に母親によって教育されることが基本とされていると。幼児後期においては、家庭での教育とともに幼稚園や保育所など同年齢の幼児たちの中で、幼児教育の専門家による教育を受けるようにすることが望ましいとされているというふうに定義されているようですけれども、私が議員になって、一番最初に教育のことを取り上げさせてもらって一般質問させてもらったときに、家庭は、なんじは最高の教育者であるというようなことをちょっと引用させてもらいましたが、当然、家庭教育、これが私も一番重要だと思います。しかし、社会状況の変化やライフスタイルの多様化で、働かざるを得ないというのが現状だと思うのですが、その対象である施設には入所できた、しかし教育内容はどうだという、こういうことにならないように、私はそこら辺が非常に大切になってくると思うんです。保育士不足とかも言われていますし、保育士が不足しているがために、とにかく人を集めようと、こういうのもまた教育、保育の質が落ちることになりかねないと。

ちょっと課題から、議案からそれているかもしれませんが、私の気持ちをちょっとしゃべらせていただいております。

そういったことも踏まえて、今回、建設に当たって、近隣の方たち、また在園者の保護者の方たちからも、いろいろご意見があるというふうに聞いております。当然、民間とい

うことではありますが、高槻市の中に保育所という、認定こども園というものができるわけですから、市として、できる限りの支援を、対応していただきたいということを望んでいます。刺さったとげはもう抜かなくちゃいけないと私は思いますので、どうか、市としてできる対応に期待をしていますので、よろしく願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。